

医療分野の研究開発に資するための匿名加工医療情報に関する法律の医療情報取扱事業者である独立行政法人国立病院機構における再発防止策の実施状況について

令和 5 年 10 月 4 日  
個人情報保護委員会

- ・個人情報保護委員会は、独立行政法人国立病院機構（以下「NHO」という。）に対し、令和 5 年 7 月 12 日に指導を行い、同年 8 月 31 日までに再発防止策の実施状況について報告するよう求めていた。
- ・今回 NHO から報告を受けた再発防止策の実施状況に関して、現時点において一定の取組が認められた。
- ・当委員会として、NHO が個人情報の適切な取扱いに向けて再発防止策を確実に実施していくことを、引き続き注視していく。

	組織的安全管理措置 (取扱状況の把握及び安全管理措置の見直し)	技術的安全管理措置 (情報システムの使用に伴う漏えい等の防止)
事実概要	NHO に属する宇都宮病院は、個人データである患者番号を 6 桁から 8 桁にする変更を行った。しかし、当該変更について、宇都宮病院と NHO の担当者間において正しく情報共有がなされておらず、個人データの取扱状況について、定期的に自ら行う点検又は他部署等による監査を実施するといった組織的安全管理措置（取扱状況の把握及び安全管理措置の見直し）が不十分であった。	NHO が医療分野の研究開発に資するための匿名加工医療情報に関する法律（平成 29 年法律第 28 号。以下「次世代医療基盤法」という。）に基づき医療情報を提供するに当たっては、患者番号を基に医療情報を抽出している。本件では、本来抽出すべき患者番号と下 6 桁の患者番号が一致する別の患者の医療情報が、次世代医療基盤法における認定匿名加工医療情報作成事業者である一般財団法人日本医師会医療情報管理機構（以下「J-MIMO」という。）に提供されたものであるが、NHO では、未通知患者の医療情報が削除されていることをシステム上確認する仕組みが構築されていなかった。
指導概要	<ul style="list-style-type: none"> <li>・患者番号等の個人データの運用に変更があった場合には、速やかに各病院と NHO との間で情報共有がなされるよう周知徹底すること。</li> <li>・各病院における個人データの取扱状況について、自ら行う点検又は他部署等による監査を実施すること。また、これを定期的に行うこと。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・NHO から J-MIMO へ医療情報を提供するに当たって作成する提供可能患者リストについて、未通知患者の医療情報が確実に削除される仕組みを構築すること。</li> <li>・仕組み構築後はその稼働状況の検証を継続的に行うこと。</li> </ul>
再発防止策の実施状況	<ul style="list-style-type: none"> <li>・患者番号の運用に変更がある場合の情報共有について、令和 5 年 5 月 12 日、NHO から各病院に対し事務連絡を行った。また、同年 6 月 12 日、NHO から各病院向け勉強会の場でも口頭で説明を実施した。</li> <li>・NHO は、「次世代医療基盤法における個人データの取扱 自己点検チェックシート」を作成し、令和 5 年 8 月、自己点検を実施した。各病院から点検結果の報告を受け、全病院において適切な対応がなされていることを確認した。今後も定期的（毎年度初め）に自己点検を実施する予定である。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・提供可能患者リストについて、患者番号だけでなく、生年月日及び性別と照合した上で、患者情報を抽出するシステムを、令和 5 年 6 月末より導入した。</li> <li>・NHO は、同システム導入後、サンプルデータを用いて稼働状況の点検を行い、患者情報に不一致がある場合は当該患者のデータが削除され抽出されないことを確認しており、また、現在まで同システムの不具合は確認されていない。今後も、患者情報を J-MIMO に提供するに当たっては、随時、システムの稼働状況を点検し、適切に処理されていることを確認する予定である。</li> </ul>